

日薬業発第274号
令和2年9月7日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

**新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた
診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について（薬局での対応）**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関および薬局における、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いにつきましては、令和2年4月11日付け日薬業発第24号にてお知らせしたところですが（0410 事務連絡）、改めて当該取り扱いに関する留意事項等が別添のとおり示されましたのでお知らせいたします。

今般示された留意事項は、実施後3か月の調査によると、医療機関における初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施に際して、0410 事務連絡による以下①～③の要件を遵守されていない事例が散見されたことから、医療機関に対して当該要件の遵守を徹底するよう再度求めるものです（別添1）。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、いわゆるハイリスク薬の処方をしてはならないこと

これに倣って、薬局においても同様に、「これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、処方した医師に確認する」等、0410 事務連絡の趣旨に則り正しく運用がなされるよう求められております（別添2）。

この、0410 事務連絡に基づく対応は、新型コロナウイルス感染症への時限的・特例的な対応として、薬局における服薬指導を電話等で行うことを可とされたものであり、本年9月1日から施行されている改正薬機法に基づくオンライン服薬指導とは異なるものです。オンライン服薬指導では、医薬品の安全使用の確保のために明

確なルールが法規上定められているものであり、その取扱いについては令和2年4月1日付け日薬業発第2号にてお知らせした事項に何ら変更はありません。

つきましては、薬局において、改正薬機法に基づくオンライン服薬指導と、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な対応としての0410事務連絡に基づく対応について、徒に混同を生ずることなく、それぞれのルールを正しく理解且つ適切に実施し、患者の安全な医薬品使用が担保されるよう、貴会会員への再度の周知方につき、格段のご配慮をお願い申し上げます。

<別添>

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について（令和2年8月26日付け、厚生労働省医政局医事課より都道府県衛生主管部宛て）
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について（令和2年9月4日付け、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より本会宛て）

別添1

事務連絡
令和2年8月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところである。

令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）において令和2年4月から6月までの期間の検証を行ったことを踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いする。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

（1）初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

4月10日付け事務連絡1.（1）に記載している以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととすることで、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に隨時情報提供すること。

（2）初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意事項について

医療機関の所在地から大きく離れた地域の患者に対して診療が行われた事例が見られたが、概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、その点を踏まえた上で実施するよう留意すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

4月10日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、検討会での議論を踏まえ、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、9月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。

3. 研修の受講について

4月10日付け事務連絡1.（6）において、時限的・特例的な取扱いが継続している間は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定）で受講を求めている研修を受講していない医師が、オンライン診療及び4月10日付け事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えないことをお示したが、検討会において、不適切な事例等の是正については当該研修の受講が有効との意見があったことから、オンライン診療及び4月10日付け事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医師は、可能な限り速やかに当該研修を受講するよう努めることとし、遅くとも令和3年3月末までには受講すること。

別添1 報告様式：略

別添2

事務連絡
令和2年9月4日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について（薬局での対応）

標記について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに 貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。



事務連絡
令和2年9月4日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について（薬局での対応）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示ししているところです。

また、令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において令和2年4月から6月までの期間の検証を行ったことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）が発出されたところです。

今後の薬局における時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめましたので、貴管下の薬局、関係団体等に周知していただくようお願いします。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に伴う処方箋により調剤を行う薬局における留意事項

初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関に関して、4月10日付け事務連絡1.（1）に記載している以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、

薬局においても、これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、処方した医師に以下の要件を遵守しているかどうか確認すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（いわゆる「ハイリスク薬」）の処方をしてはならないこと

2. オンライン服薬指導に係る法令の施行について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）のうち、オンライン服薬指導関係については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）」（令和2年3月31日付け薬生発0331第36号厚生労働省医薬生活衛生局長通知）によりお示ししているとおり、令和2年9月1日から施行されているところであるが、施行後においても、4月10日付け事務連絡による時限的・特例的な取扱いは継続することであること。